

駅自由通路「掲示板」許可基準

平成 24 年 4 月 1 日改定

令和 8 年 9 月 1 日改定

- 使用にあたっては、JR 北海道と苫小牧市の「苫小牧駅自由通路の管理運営に関する協定書」を昭和 57 年 10 月 1 日に交わしており、その中の（広告類の掲示及び承認）第 10 条を運用している。また、苫小牧市跨線歩道橋条例第 3 条行為の制限を準用し、以下の事項を守り使用することとしている。

【掲示許可の判断基準】

1. 苫小牧駅構内自由通路「掲示板」にポスターを掲示する場合、苫小牧市役所 3 階維持課許認可係に申請してください。
2. 掲示期間は 2 ヶ月間とし、日付入り許可印を押印したポスターのみ掲示板に貼付することができます。なお、継続して掲示を希望の場合は期間切れ前に更新手続きを行ってください。ただし、4 ヶ月を超えての更新は認められませんので、再度掲示を希望する団体等は 10 日間（実際に撤去をした日より）を過ぎてから新たに申請してください。

掲示期間	検印	掲示期間	撤去期間
例： 4 月 1 日から 6 月 1 日	(6 月 1 日)	6 月 1 日から 8 月 1 日	(10 日間)

3. 原則掲示するポスターは 1 団体等 1 枚としますが、非営利目的又は公共性のあるポスター等については複数枚許可しますので、申請時に受付担当者に説明し許可を得てください（許可枚数は内容により 1 団体等 4 枚を限度とします）。
ただし、掲示スペースが不足した場合は、掲示枚数を減じる場合があります。
ポスターの大きさは A1 サイズを限度とします。（公共性のあるものは除く）
4. 利用期間を厳守し、期間掲示物は自主的に撤去し、他の利用者の迷惑とならないよう利用してください。なお、掲示期間を過ぎても撤去しない場合は、次回からの掲示を認めない場合があります。
5. 掲示する以下のポスター内容は、原則承認しません。
 - (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
 - (2) 美観を損うもの
 - (3) 旅客、公衆に不快の念を与えるもの
 - (4) 特定の政治活動のためにするもの
 - (5) 危険を生ずるもの
 - (6) ポスターに割引券・パンフレット等を備付けているもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められるもの